

注 意 事 項

1. 会社が定める「建設基準」は、その住宅の分譲時期及び分譲区分により異なりますので、「譲渡契約書」に記載されている「建設基準」を確認して下さい。
2. 関係諸法規について、下記の事項を特に注意して下さい。
 - イ) 建物の区分所有等に関する法律。(法律第69条)
 - ロ) 民法に定める諸法規定。(相隣関係)
 - 218条〔雨水の注瀉の禁止〕
 - 234条〔境界線付近の建築〕
 - 235条〔 同 前 〕
 - ハ) 茂原緑ヶ丘リゾーン団地につきましては、地区計画が制定されております。